

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

○ 諮問事項

長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について

<諮問理由>

平成25（2013）年度の本協議会議において、長期欠席者を対象とする入学者選抜の在り方について諮問し、不登校などで欠席日数が多いが、高等学校に進学する意志の強い生徒に配慮する方法について協議した。その結果、全日制課程一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科において、平成26（2014）年度入学者選抜から長期欠席者等にかかる選抜方法を導入することとした。

この選抜方法では、中学校等を卒業する見込みの者を対象に、第3学年における欠席等の日数（生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、学校外の教育支援センター等で相談・指導を受けた日数を含む。）が出席しなければならない日数の半分以上の者が申請できることとし、選抜に当たっては、申請者それぞれの事情に配慮し、面接は個人面接とするとともに、調査書の評定は参考として取り扱うこととした。

愛知県の中学校における不登校生徒の人数は、平成25（2013）年度は6,605人であったが、令和3（2021）年度は11,352人となっており、近年は特に増加傾向にある。こうした中、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け元文科初第698号）では、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒を、高等学校入学者選抜において適切に評価することや、中学校卒業時に高等学校へ進学しなかった者等への支援の必要性が示された。

また、同通知では、義務教育段階の不登校生徒が自宅でICT等を活用した学習活動を行ったとき、それが計画的な学習プログラムによるものであり、円滑な学校復帰と自立を助ける上で有効・適切である等の要件を満たしている場合は、当該生徒の努力を学校として適切に判断し、生徒指導要録上は出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとされた。

不登校生徒に関するこうした状況の変化に加え、「GIGAスクール構想」により学校教育におけるICT環境の整備が急速に進んだことを踏まえて、長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について改めて検討する必要がある。

〈まとめ〉

長期欠席者等にかかる選抜方法については次のとおりとする。

- 1 この選抜方法の適用を申請することができる者に「過年度卒業生」を加える。
- 2 その他の事項は、現行のとおりとする。
- 3 実施時期は、令和6年度入学者選抜からとする。

〈解説〉

(現行制度について)

- 1 本県では、不登校などで欠席日数が多いが、高等学校に進学する意志の強い生徒に配慮するため、平成26(2014)年度入学者選抜から、長期欠席者等にかかる選抜方法を、全日制課程一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科において実施している。
- 2 現行制度について協議された平成25(2013)年度の本協議会議においては、中学校長等が適用の申請を行う際に生徒の状況が把握しやすいことから、中学校等卒業見込みの者が申請できることとした。なお、初めて導入する選抜方法であるため、しばらく動向を見極めて、過年度卒業生を対象とするかについて、再検討することとした。また、申請するに当たっての基準である欠席等の日数については、他県の例も参考にして第3学年における欠席等の日数が出席すべき日数の半分以上である者としてとした。

(過年度卒業生について)

- 3 過年度卒業生については、在籍時の状況を中学校長等がどのように把握するかが課題であった。出欠の記録を含む中学校生徒指導要録の「学習の記録」は、保存年限が5年であり、また、卒業後5年程度であれば、担任、学年主任、進路指導主事などで組織的に情報を共有し、申し送ることも可能であることから、申請できる者に過年度卒業生を加えることとした。

(欠席等の日数の基準について)

- 4 第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者としてしていることについては、30日以上欠席であればすでに自己申告書が提出できる制度があること、また、出席すべき日数の概ね半分にあたる90日以上欠席した県内の生徒数は約2,000人であり、日数の基準が申請の妨げになっているとは考えにくいことから、現行のとおりとするとしてとした。

(実施時期)

- 5 可能な限り早く実施することが望ましいと考え、来春の令和6(2024)年度入学者選抜から実施することとした。

(自宅でICT等を活用した学習活動について)

- 6 なお、まとめには記載していないが、生徒指導要録上は出席扱いとなる自宅でICT等を活用して行った学習活動の日数については、申請の基準である欠席等の日数に含めることとし、入学者選抜実施要項に記載することとした。